

# 2006 年度 事業報告書



[www.ngo-hrn.org](http://www.ngo-hrn.org)

ヒューマンライツ・ナウ

2007年7月20日総会配布資料

## ご挨拶

おかげさまで、2006年7月28日に設立したヒューマンライツ・ナウも一年を迎えることができました。

昨年一年間に、「重大な人権侵害の調査・世界への発信」(フィリピン超法規的殺害)、「外交政策・ODAと人権」、「女性に対する暴力」、「平和構築と人権」(カンボジア・クメール・ルージュ法廷)、「人権教育」等の分野でプロジェクトをつくり、それぞれがその活動を開始し、一定の分野で成果を収めるに至っております。

来期は、これらの活動をいよいよ本格化させ、アジア地域を中心に、人々のかけがえのない人権を実現するために、専門性と機動性、現地の人々との連携を強めていきたいと考えます。また、私たちが取り組む人権問題の訴えが現実を変える力を持つためには、国内そして国際社会において影響力を高めていく必要があります。その点で、来期は、私たちの活動を日本の市民の皆様、そして世界市民にむけてもわかりやすく伝えていく努力も重視していきたいと思っております。

昨年の発足以後、国境を越えて人権問題に取り組む NGO というヒューマンライツ・ナウの特色が注目され、様々な国際会議に招聘され、アジア地域における人権団体とのネットワークは大きくひろがりました。あらためてアジアの人々と人権活動家が深刻な人権状況にさらされていることが、各国から寄せられる様々なニュースやヒューマンライツ・ナウに対する要望の数々から明らかになった一年でもありました。光のあたっていない人権問題に光をあて、現地の人々と一緒に声をあげていく、という私たちの活動の重要性と役割を、寄せられる多くの期待を前に、再認識させられています。

そのためにヒューマンライツ・ナウの組織としての発展が欠かせません。ヒューマンライツ・ナウの活動は主として弁護士のボランティア活動によって支えられていますが、組織規模・財政規模をさらに充実させ、フルタイムの専門スタッフを雇える体制を整え、ボランティア・スタッフをさらに募っていくことが極めて重要となっております。

みなさまから、物心両面でのお力添えを今後とも何卒よろしく願いいたします。

## 事業報告書 目次

### 第一 活動報告

#### 一 ヒューマンライツ・ナウの活動 本年度の概要

#### 二 プロジェクト報告

- I 重大な人権侵害に対する調査・報告等
- II 平和構築と人権
- III 人権を基礎におく外交・援助政策を求めて
- IV 女性に対する暴力の根絶を目指して
- V 人権教育・エンパワーメント
- VI 国内での情報発信・広報活動

#### 三 調査研究報告

- I 企業と国際人道法違反に関するリサーチ・プロジェクトへの参加
- II 国際人権 NGO およびロースクールにおける国際人権活動の研究

#### 四 イベント・セミナー等の開催

#### 五 会合出席・団体加盟等

- I 国内
- II 海外
- III ヒューマンライツ・ナウ各種会議

#### 六 成果物・意見表明

- I 意見書等
- II 賛同

### 第二 組織運営・財務について

#### 一 会員の状況等

#### 二 事務所の現状

#### 三 組織運営

#### 四 ウェブサイト

#### 五 会計・財務

## 第一 活動報告

### 一 ヒューマンライツ・ナウの活動 本年の概要

ヒューマンライツ・ナウは、以下の活動を行うことを目的としている。

#### I 国際支援活動

##### ① 告発・調査

人権侵害に苦しむ地域に駆けつけて現地 NGO と協力して事実調査を行い、世界にむけて報告し、人権状況の改善を訴える。

##### ② 法整備支援

平和構築における人権・法の支配の尊重の実現、現地 NGO と連携したエンパワーメント型の法整備支援

##### ③ アドボカシー

人権状況の改善のために、国際社会への働きかけ・外交政策の変更を求める

##### ④ 人権教育と人権活動家の保護

#### II 国際機関での活動

① 国連人権理事会初め国連諸機関への調査・提言・モニタリング・ロビー活動による国際人権基準の発展に対する貢献

② ASEAN そのほかアジア地域機構に対する人権面からのインプット

#### III 国内活動

① アジア地域等の人権侵害の状況改善のための日本政府等へのアドボカシー

② 国内の人権問題の解決について有益な国際人権基準の紹介

② 条約機関の委員会の勧告実施等国际人権の国内実施のためのアドボカシー

③ セミナー開催等の広報・情報発信活動

このうち、本年は、国際支援活動に力点をおき、国内においては、広報・セミナー、情報発信・外交・ODA 政策に関わるアドボカシーを中心に活動した。以下、プロジェクトを中心とする活動を記していきたい。

## 二 プロジェクト報告

冒頭に紹介した通り、ヒューマンライツ・ナウは、「重大な人権侵害の調査・世界への発信」(フィリピン超法規的殺害)、「外交政策・ODA と人権」、「女性に対する暴力」、「平和構築と人権」(カンボジア・クメール・ルージュ法廷)、「人権教育」等の分野で、今後の活動の柱となるプロジェクトを立ち上げ、活動を開始している。既に一定の成果をあげているプロジェクトもあるが、さらに各プロジェクトの活動を本格化させていくことが来期の課題である。

## I 重大な人権侵害に対する調査・報告等

重大な人権侵害が発生している地域に赴き、現地 NGO と協力して事実調査を行ない、これを世界に発信することを目的としている。

### 1 フィリピンにおける超法規的殺害

#### (1) 人権侵害の現状

2001 年以降、フィリピンでは数百名の人権活動家、社会活動家等が殺害されている。被害者の中には、農民団体、労働組合、左翼政党の幹部や、ジャーナリスト、聖職者、法律家等が含まれている。このような超法規的殺害は、教会組織、人権団体等を通じて国際的な関心を集め、フィリピン政府も、2006 年 5 月には、国家警察内に特別チームを作り、2006 年 8 月には、メロ元最高裁判事を委員長とする特別調査委員会を発足させ 2007 年 1 月にはメロ委員会が「軍の一部が殺害に関与している」ことを含む報告書を発表、これを受けて、大統領は殺害の責任者を裁く特別法廷の設置等の対策を公表した。同年 2 月には、国連の超法規処刑等の特別報告者であるフィリップ・アルストン氏がフィリピンを訪問し、軍が殺害に関与したことは明らかである、とするプレスステートメントを発表した。しかし、依然として、殺害事件は止まらず、責任者の追及も不十分なままである。

#### (2) 事実調査

ヒューマンライツ・ナウでは、人権活動家らを標的としたこの重大な人権侵害を注視してきたが、フィリピンの法律家等の要請を受けてこの問題に本格的に取り組むことを決め、フィリピンの超法規的殺害に関する特別チームを発足して調査にあたってきたが、2007 年 4 月、人権侵害の実態を明らかにするために、現地調査を実施した。

2007 年 4 月 14 日から 22 日にかけて、ヒューマンライツ・ナウのスタッフ 3 名、WAYAWAYA（超法規的殺害の被害者遺族等を支援している団体）のスタッフ 1 名により調査団を結成し、フィリピンの超法規的殺害及び強制失踪等の人権侵害に関する調査を実施。

調査の目的は、①超法規的殺害、強制失踪等の被害者・遺族・証人から話を聞き、人権侵害の実態を把握し、人権侵害の責任の所在を明らかにすること、②超法規的殺害・強制失踪等とフィリピン政府の政策の関連性につき調査すること、③フィリピン政府が進める対策の進捗状況の確認、④ODA の最大供与国である日本を含めた国際社会の役割に関して、各層との意見交換を行うことである。

今回の調査では、国家組織の関与が主張されている超法規的殺害 14 件（被害者数 26 人）、強制失踪 3 件について聞き取り調査を行ない、さらに労働組合のピケットラインに対して発砲事件があったルイシータ農園、犠牲者の一人である司教の殺害現場の教会、反乱罪で農民 5 人が拘束されているラグーナ州の施設、ラグーナ州のネスレ工場のピケットライン等を訪問、視察。また、一連の人権侵害の背景や、これに対する対処・再発防止等に関しても調査するため、国家警察を所管する内務自治省の高官、フィリピン人権委員会、フィリピン弁護士会等と会談し、国内の人権 NGO であるカラパタン、PAHRA(Philippines Alliance for

Human Rights Advocates)等をはじめいくつかの人権団体と懇談し、アテネオ・ヒューマンライツ・センターを訪問、さらに、日本大使館を訪問した。

現地調査の結果、いくつかの事件において、目撃証言や現場遺留品から軍の関与が認められることが判明した。調査の一端から紹介すると、2003年に東ミンドロ州で殺害された人権団体の地域事務局長のエデン・マルセリアーナ氏らの殺害事件では人権侵害の事実調査中に、武装集団に拉致されうち2名が殺害された。殺害をまぬがれた仲間の証言から、一人の軍曹の氏名が特定され、軍の師団の関与が明らかになっている。また、2006年8月のイサヤス牧師殺害の事件では、軍服を着た人間が家に押し入って牧師を連行し射殺したことを目撃者が証言、射殺現場から軍の命令書や身分証明書が発見されている(事実認定に関する詳細は、今後公表予定の最終報告書に詳述する予定である)。

また、国家警察と人権委員会との面談では、一連の事件に対する捜査は不十分であり、自ら積極的に捜査をする意思が見受けられないこと、人権委員会は一部の事件で調査を行っているものの、予算人員が限られ、独自の証人保護プログラムが提供できない等、その機能に限界があること等、真相究明のための体制の不備が明らかになった。

調査団は、4月21日、マニラ首都圏ケソン市で記者会見を行い、調査団の結論とフィリピン政府、日本政府への勧告を公表した。勧告は、フィリピン政府に対して、市民団体及び活動家個人を標的にした政策を直ちにやめること、被害者の参加のもとに透明性を持って、超法規的殺害や強制失踪事件の調査を行うこと、日本政府に対して、人権状況およびアカウンタビリティメカニズムが明確に改善されたと認識されるまで、円借款協定を停止すること等である。この記者会見は、とくに日本政府のODAに対する勧告が注目され、フィリピンの新聞各紙で大きく報道され、インパクトを残した。

### (3) 現地調査以外の活動

#### ① 調査報告、調査報告書

ヒューマンライツ・ナウフィリピン調査団は、調査の中間報告書を公表して、外務省等に送付、5月26日には報告会を開催した。今後、さらに事情聴取の内容や、国際法上の義務について分析した最終報告書を発表して、世界と日本にこの問題を訴える予定である。

#### ② アドボカシー

日本はフィリピンに対し多額のODAを拠出する最大援助国である。人権侵害について改善がみられないまま援助を継続するのは人権政策を追認することになる、との認識から、ヒューマンライツ・ナウは日本政府に対し、フィリピンの人権侵害をやめさせるようあらゆる外交ツールを使って積極的に働きかけるよう求め、さらに援助政策の見直しを求めてきた。具体的には、ODA政策に関するNGO・外務省定期協議(2006年7月、同年12月、2007年3月)、NGO外務省協議全体会議(2007年5月)、国連改革に関するパブリック・フォーラム人権分科会(2007年3月)等である。

また、5月には、国連特別報告者であるフィリップ・アルストン氏を招聘し、講演会等を開

催したが、同氏が2月に公式訪問したフィリピンに関しても大きなテーマとして取扱い、東京での講演会(5月8日開催)、大阪での講演会(5月7日、ヒューライツ大阪と共催)、議員学習会(アムネスティ議連主催5月9日)、記者会見(5月8日 外国人特派員協会にて)において、同氏にこの人権問題の深刻性を訴えていただいた。

さらに、フィリップ・アルストン氏とともに外務省審議官に面会、アルストン氏とともに、フィリピンの人権問題の解決と、スーダン、スリランカ等の重大人権侵害問題に対し、日本が国連・二国間対話を通じて積極的な役割を果たすよう期待する要請を行った。また、国会議員に働きかけ、フィリピンの人権問題について日本の果たすべき役割に関して政府に問う質問が実現した。

### ③ アロヨ大統領訪日の際の行動

5月22日のアロヨ大統領訪日にあたり、ヒューマンライツ・ナウは、米国のヒューマン・ライツ・ウォッチや社団法人アムネスティ・インターナショナル日本、FOE ジャパン等と共同で、日本政府に対して人権侵害の停止と、円借款の決定に対し慎重な検討を求める要望書を提出した。なお、同大統領訪日にあたり、日本首相は、人権問題改善に関する具体的な対処をアロヨ大統領に対して公式に求めた。

### (4) 今後に向けて

市民の人権擁護のために活動してきた人々が、当局から敵視され、嫌がらせを受け、ついには暗殺される、という事態はアジア諸国で不幸なことに今もやまない事態であるが、それが2001年以降数百人に及び、今も止まらない、というフィリピンの事態は特に深刻である。一般市民を代表して権利を主張してきた人々の殺害は、市民の恐怖心を煽り、表現の自由を損ない、結果として民主社会全体を蝕むことになる。今後とも、人権状況の改善を求めて日本および国際社会に働きかけていく予定である。

## 2 スリランカにおける人権侵害

### (1) 現状

スリランカでは、北・東部の分離独立を求める武装組織タミル・イーラム解放の虎(LTTE)とスリランカ政府軍が20年以上の戦闘を続け、6万5千人以上が殺害されている。2002年2月、政府とLTTEの間で停戦合意が結ばれたものの、2006年4月から本格的な戦闘に突入。その結果、主に北部や東部で、差別攻撃や報復攻撃が頻発している。この1年間で、31万5千人以上が家を追われて国内で避難民なり、また、少なくとも1万6千人が難民としてインドに逃れた。2007年3月だけでも新たに10万人が避難民になった。しかも、避難民たちが、意思に反して強制的に帰還させられている。津波による避難民、2002年の停戦合意以前からの紛争避難民とあわせると現在約83万人もが国内で避難生活を強いられている。LTTEが拠点を置く北部や東部を中心に、この1年間に3千人以上が殺害され、2002年2月の停戦合意以降に超法規的に処刑された市民は200人以上に上る。2005年12月以降約千人

以上が拉致(強制失踪)されたが、その大部分にスリランカ政府が関わっていると見られている。こうした民間人に対する人権侵害に加え、子どもたちが拉致されて少年兵にされている、という国際人道法違反も存在する。このように、スリランカは、世界中で、この1年で最も人権・人道状況が悪化した国の1つである。大統領は、重大な人権侵害事案として16事案を取り上げてこれを調査する事実調査委員会(Commission of Inquiry)を任命し、その活動を監視するための外部専門家機関として大統領は国際独立有識者グループ(IIGEP)を諮問、その活動がスタートした。しかし、事実調査委員会が真相究明において十分でないことは、IIGEP の出した声明等からも明白になっており、オーストラリア等の政府や国際人権団体アムネスティ・インターナショナル、ヒューマン・ライツ・ウォッチ等は国連人権理事会等で、国際人権監視団の派遣を求める主張を行っている。

## (2) ヒューマンライツ・ナウの活動

ヒューマンライツ・ナウ内ではこの問題において、IIGEP の専門家である横田洋三教授等と意見交換を行い、最大援助国であり和平交渉を担ってきた日本が平和と人権回復にむけて積極的な役割を果たすよう、働きかけを行った。

2007年2月の外務省・人権NGO懇談会、同年3月の国連改革パブリック・フォーラムの場でもこの問題を取り上げ、国際人権監視団の派遣を支持することをはじめとした人権回復のための働きかけを求め、2007年5月のアルストン氏訪日・講演の際には、2005年にスリランカを公式訪問した同氏より、スリランカの人権状況改善に関しても報告してもらう等の活動を行った。今後も事態の改善にむけたアドボカシーを継続する予定である。

## 3 その他

このほか、アジア地域には、ビルマ、アフガニスタン等、日々罪のない市民が生命の危機にさらされ、現実に殺害されている、重大な人権侵害が発生している国々がある。こうした国々も含め、ヒューマンライツ・ナウが事実調査、警告、アドボカシー活動を展開していくことは、今後の課題である。

## II 平和構築と人権

紛争は多くの人権侵害をもたらし、また人権侵害の横行とそれに対する不処罰は紛争を生み出す原因となっている。本当の平和を構築するためには、過去の人権侵害と向きあい、これを克服するプロセスが重要である。ヒューマンライツ・ナウは、紛争等に起因した深刻な人権侵害から立ち直ろうとする社会において、過去の人権侵害の真相を解明し、法の裁きや和解を実現するプロセス(Transitional Justice) を支援する活動を開始した。

### 1 カンボジア、クメール・ルージュ法廷へのアドボカシー

#### (1) クメール・ルージュ法廷

1975年4月から1979年1月の間、クメール・ルージュ(ポル・ポト派)政権は、恣意的な拷

問や処刑、虐殺、強制移住、強制労働等の深刻な人権侵害を行った。強制結婚や集団強姦等の女性に対する人権侵害も指摘される。人権侵害による死亡者は 150 万人以上とされ、ほとんどのカンボジア市民が自分や家族に何らかの被害を蒙った。しかしながら、その後の紛争継続もあり、責任者に対する実効的な裁判と処罰が無いまま 20 年以上が経過した。和平協定と国連暫定統治を経て、1993 年に新憲法に基づく政権が樹立されるが、交渉の末、カンボジア政府と国連が特別法廷設置に関する合意に達したのは 2003 年であった。同政権期の「人道に対する罪」等の重大犯罪について、同政権の上級幹部及びこれらの犯罪に最も責任がある者が訴追の対象となる。

この法廷は、特別法廷設置法に基づくカンボジア国内裁判所であり、司法官・スタッフの半数以上がカンボジア人であるが、他方で、国連との合意に基づき、国連事務総長が指名する国際司法官(判事・検事)やスタッフが一定数を占め、予算も国連加盟国が多くを負担する等、国連の関与も大きい「混合法廷」である。また、国際自由権規約上の刑事裁判の原則に従うことに加え、同国の刑事手続上不明な点や国際基準と合致しない点は国際的に確立された手続がガイダンスとなる旨の規定を有する等、国際基準に準拠した裁判が要請されている。日本政府は従前より特別法廷の設置を後押ししてきたほか、上級審判事に野口元郎氏(元検事)が選ばれ、国連加盟国負担金の半額以上(約 24 億円)を日本が負担する等、日本の関与が大きい法廷でもある。

## (2) 被害者の権利に関するアドボカシー活動

人権侵害の被害者が十分に参加して意見を述べ、彼らに対する補償が実現することは、平和構築のプロセスと国民和解において極めて重要である。ところが、2006 年夏当時、クメール・ルージュ法廷の運用のなかで、被害者の地位は明らかにされておらず、国際的な議論の中でも被害者の問題はほとんど置き去りにされていた。

こうしたなか、ヒューマンライツ・ナウは、2006 年 9 月、意見書「被害者に正義を」([http://www.ngo-hrn.org/project/JusticeforVictims\(HRN-Japan\)english.pdf](http://www.ngo-hrn.org/project/JusticeforVictims(HRN-Japan)english.pdf))を公表。カンボジアの平和構築プロセスにおいて、被害を受けたカンボジア市民がこの法廷に積極的に参加して被害を語り、今後の平和構築のあり方や補償のあり方に意見と希望を述べる機会を持つことが、同国の平和構築プロセスにとって非常に重要であること、最近の国際刑事法廷の趨勢からも被害者の権利が認められるべきことを述べ、被害者参加手続等を明記した規則を求めた。

その後同年 11 月には、カンボジアを訪問し、法廷関係者や現地 NGO と面談して、法廷関係者には現実に要請活動を行い、その後に公表された内部規則案に対し 11 月 17 日付でパブリックコメントを公表した。

その後、同法廷の運営の基礎となる内部規則の採択まで、様々な紆余曲折があったが、1 年近くの交渉の末、2007 年 6 月に、裁判官の全会一致で内部規則について合意に達した。同月に開催された裁判官会議では、被害者の権利と参加をいかに確実に実現するかが議論され、被害者は付帯私訴の当事者として手続に参加する権利をもつ(ただし集団的で非金銭的な補償措置のみを受けられることができる)ことが合意された。ヒューマンライツ・ナウの提

言が概ね認められたものであり、貴重な前進と評価することができる。

この合意を受け、クメール・ルージュ法廷は本格的に活動を開始することとなる。ヒューマンライツ・ナウとしては今後被害者の権利の実現を含め本法廷が真に公正な、過去の人権侵害を裁く法廷となるよう、モニタリング等の活動を展開していきたい。

### (3) その他

2007年3月29日の国連改革に関するパブリック・フォーラム(国連改革を考えるNGO連絡会・外務省共催)「平和構築分科会」において、ヒューマンライツ・ナウのメンバーが報告者としてプレゼンテーションを行い、『「人権」と『法の支配』の価値観を日本の平和構築政策の柱に』『国づくりでは、紛争時に攻撃を受けた人の参加こそ重要』『重大な人権侵害の責任者を処罰する裁判等でも被害者参加を重視すべき』等と提言を行った。

## III 人権を基礎におく外交・援助政策を求めて

ヒューマンライツ・ナウは、外交政策・ODAにおいて人権を主流化する(より人権を尊重・促進するものにする)ことを目的とし「外交政策・開発援助と人権」プロジェクトを発足した。

ODAは抑圧的政権のもとに流れ、現地の人々の苦しみが増す場合や、ODAプロジェクトが地域住民の人権を侵害するケースもあるが、これを有効に使えば、現地の人々の人権の保護・伸張を実現するのに役立つことも可能である。本プロジェクトは、日本のODAが、現地の人々が抑圧から解放され、かけがえのない人権を享受するのに資するよう、提言を行うことを目的としている。

また、ヒューマンライツ・ナウは、援助政策を超えて、外交全てにおいて人権の主流化を求め、人権外交のための政策提言を行ってきた。2007年度、日本政府は、「民主主義、自由、人権、法の支配」等の「普遍的価値」を重視する「価値の外交」を外交の四本柱の1つとし、「人権・民主主義外交の新たな展開」をすると宣言した。日本政府が、そのコミットメントを実現し、世界中の人々のかけがえのない人権を尊重・促進する外交を行うよう働きかけを行っている。

### 1 ODA 政策

#### (1) ODA 政策協議

外務省とNGOは、年三回、ODAに関する政策協議会を開催している。これまで開発支援やODAモニタリングを行うNGOの参加が主でしたが、ヒューマンライツ・ナウは、人権NGOとしてODA政策に人権の視点を反映させるべきとの立場から協議に参加、発言している。

2006年12月、他のNGOと共同で、各国について政府が五年ごとに改訂するODA「国別援助計画」に対し、国内および現地NGOの声を反映させる機会をつくるよう提案。これが実現することになった。しかし、その実施・告知方法が不十分であったことからさらなる改善を2007年7月の協議会で提案、これも改善される見通しとなった。

2006年7月、12月、2007年3月に開催された協議会では、さらに、平和構築における法

の支配・人権の視点の重要性について発言し、さらにフィリピンの人権状況改善のために日本政府の踏みこんだ対応を求めるとともに、人権侵害につながるような開発援助の見直しを求める等の政策提言を行った。

2007年5月に開催されたNGO外務省定期協議会2007年度全体会では、日本政府が方針とする人権外交のあり方について、人権分野への法整備支援活動と、人権活動を行う市民社会への支援の必要性を強調。さらに、人権侵害が深刻化するフィリピンに対する円借款の一時停止を求める発言を行った。今後も、ODA・外交政策と人権をテーマとして提言を続ける予定である。

## (2) 国別援助計画に対する提言

日本は、特にアジアの多くの国々にとって世界一の援助供与国であり、援助政策は現地の人々の人権の実現に大きな影響を及ぼす。

ヒューマンライツ・ナウは、外交政策・開発援助における人権の主流化をめざし、日本政府のODA(政府開発援助)の内容を具体的に定める国別援助計画について提言活動を行っている。国別援助計画とは、日本政府が5年ごとに被援助国に対するODA援助計画を示したものである。

ヒューマンライツ・ナウは2007年6月、現在改訂作業中のカンボジアに対する国別援助計画(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kunibetsu/enjyo/cambodia.html>)について、人権の視点を主流化するように求める提言書を発表した。(<http://www.ngo-hrn.org/project/oda070620.html>)

カンボジアでは、汚職の蔓延、フン・セン政権による司法への介入、人権の守り手や野党活動家に対する暗殺や逮捕等が続き、女性・子ども・障がい者・エスニックマイノリティの人権状況も脆弱なままである。フン・セン政権は、日本を含むドナーたちに対し、ガバナンスの向上にむけ様々な改善策を約束してきたが、多くが空約束に終わり、人権活動家への攻撃や土地の剥奪等の人権侵害があとをたたない。意見書は人権、ガバナンス、トランジショナル・ジャスティスへのモニタリングと支援を強めること等を提言したものである。

## 2 人権外交の実現を求めて

2007年度、日本政府は、重点外交政策の1つを「人権外交の積極的展開」とした。ヒューマンライツ・ナウは、日本政府が、現実に具体的な個々の場面において、人権侵害に苦しむ人々の現実を変えるための有効な働きかけをするよう、求め、様々な活動を行った(フィリピン、スリランカに関してはI参照)。

### (1) アジアにおける人権保障に関するシンポジウムの開催

ヒューマンライツ・ナウは、2007年5月8日、アジア地域をはじめ世界中の深刻な人権問題の解決を求めて活動する国連特別報告者フィリップ・アルストン氏(ニューヨーク大学ロースクール教授)を招聘し、東京大学駒場キャンパスにおいて、『アジアにおける人権保障の実現と市民社会・外交の役割～国連人権理事会特別報告者フィリップ・アルストン氏を迎えて

～』を開催した(協賛 社団法人アムネスティ・インターナショナル日本、国際人権法学会、フィリピン留学生連盟、後援 東京大学大学院総合文化研究科「人間の安全保障」プログラム)。このシンポジウムは、国際交流基金日米センターの支援・協力を受けて開催されたものである。

第1部は、アルストン氏が基調講演を行い、国連の超法規的・即決・恣意的処刑に関する特別報告者としての活動等を踏まえて、人権保障の実現における「外交」と「市民社会」の役割について語った。アルストン氏は、日々深刻化するスリランカの情勢についてアルストン氏は、2005年に特別報告者として訪問された際に、「何かをしなければ状況は悪化する。」と国際社会に警告したが、その後国際社会が動かなかったため現在の人権状況を招く結果となったことを指摘、さらに、公式訪問を終えたばかりのフィリピンにおける人権活動家殺害の深刻性についても報告した。そのうえで、人権を改善するための「市民社会」や「メディア」の役割はもちろんのこと、「外交」が果たす役割の重要性を強調した。最後にアルストン氏は、日本政府の役割に言及し、最大の援助国である日本は、「静かなる外交」を進めるだけでは不十分であり、フィリピンの人権問題について、「真剣かつ持続的」に「公然」と働きかけることが必要だと、指摘した。

第2部では、フィリップ・アルストン氏、横田洋三氏(中央大学法科大学院教授、ヒューマンライツ・ナウ顧問)、鈴木誉里子氏(外務省人権人道課首席事務官)、並びに、ヒューマンライツ・ナウの伊藤和子事務局長をパネリストに迎え、シンポジウム「アジアの人権状況・国連改革と日本のNGOの役割」を行い、横田氏から国境を越えて人権のために活動する専門家としての活動およびスリランカの人権状況が紹介され、ヒューマンライツ・ナウ側から、ウォッチ・ドッグとしての自らの役割の決意表明とともに、外交を通じて人権の実現に積極的に取り組むよう日本政府に要請した。アルストン氏からは日本政府が今後人権のキープレイヤーとなってもよい、との発言があり、鈴木氏から日本政府としての方針と最近の取り組み等が語られた(詳細は、報告書参照)。

このシンポジウムは170名以上の参加を得て行われ、アジア地域の人権状況とその改善のために活動する人々の活動・役割について多くの人に知らせる、という意義があったのと同時に、それぞれのアクターが人権侵害を止めるためにいかなる活動をなすのか、その可能性などについて、NGO、専門家・政府の対話の建設的な機会をつくったという点でも重要であり、アルストン氏からは、日本外交・NGOがさらに積極的な役割を果たすべきだ、との明確なメッセージを受け取り、示唆深いものとなった。

ヒューマンライツ・ナウは、アルストン氏の招聘に際して、この講演以外の場で、フィリピン、スリランカに関する具体的なアドボカシー活動を行ったが、その詳細はI 重大な人権侵害に対する調査・報告等の項に記載したとおりである。

## (2) 国連改革パブリック・フォーラム

国連改革パブリック・フォーラムは、2005年の国連改革を機に、日本のNGOと外務省が「国連改革」をテーマに議論する機会として設定された。NGO・市民社会の声を外交政策への反映を目指す重要な機会である。

フォーラムの人権分科会では、「人権外交」がテーマとされたが、ヒューマンライツ・ナウのメンバーは、外務省に対して「ODAの相手国での人権侵害を無くすようその国に働きかけをすること」を求め、「各大使館に人権問題専門官を配置すること」を提案。さらに、「日本の人権外交が国連の場で説得力を持つためにも、北朝鮮以外の人権侵害国にも毅然とした姿勢を取る必要がある」といった発言を行った。さらに、フィリピン、スリランカに関しては具体的な人権状況を指摘し、積極的な人権対話を求めた。

#### IV 女性に対する暴力の根絶を目指して

##### ・ STOP 女性に対する暴力プロジェクトの立上げ

アジア地域では、女性に対する深刻な暴力が続いている。名誉の殺人、強制結婚、強制避妊、中絶の抑圧、人身売買、子どもの商業的性的搾取、サティ(夫の葬儀に生きている妻も埋葬するインドの慣行)、ダウリー(結婚の際に妻が夫に対する多額の持参金支払いを要求されるインドの慣行。持参金が少ないために夫の家族に暴力をふるわれ、殺される女性も多い)等が横行し、紛争に起因した女性に対する暴力も深刻である。

こうした深刻な人権侵害に光をあて、調査、告発、提言活動を行うために、ヒューマンライツ・ナウ内に「STOP 女性に対する暴力」プロジェクトチームが発足した。現地国のNGO、女性団体と連携し、他方で国際的なロビーを展開しながら、女性の人権状況の改善につとめていく予定である。

具体的には、毎年一カ国をターゲットとし、調査研究を行い、ファクト・ファインディング・ミッションを送り、調査報告書や提言を発表する予定である。こうした活動を毎年継続し、調査を蓄積することにより、アジア地域の女性に対する暴力のウォッチドックとなっていくことを目指す。

政策提言では、まず、女性に対する人権侵害を容認している法律の撤廃や、女性に対する暴力を犯罪化し権利保護をはかる法律の実現をめざし、さらにその実施状況をモニタリングする。現在は、インドをターゲットとして、調査・学習を行っている。

2007年6月には、同年1月に発足したAsia Cause Lawyering Network主催のドメスティック・バイオレンス・セミナーにヒューマンライツ・ナウのスタッフを派遣する等の活動を開始している。また、要請に応じ、そのほか様々な活動を行っているが、2007年6月には、ビルマ女性連盟の要請を受け、同団体主催の、ビルマの女性の人権状況に関する講演会で伊藤和子事務局長がキーノート・スピーチを行った。

#### V 人権教育・エンパワーメント

ヒューマンライツ・ナウでは、アジア地域の人権の進展のために様々な人権教育・トレーニングの活動に携わってきた。私たちの視点は日本の法制度の普及にあるのではなく、あくまで、確立された人権基準を前提とし、お互いの経験や法制度に学び、困難を分かち合い、互いにエンパワーしていく、というものである。

##### 1 中国裁判官に対するデュー・プロセス・トレーニング

ヒューマンライツ・ナウと友好関係のある、香港にベースを置く国際人権 NGO のアジア人権委員会(Asia Human Rights Commission) は、中国の裁判官に対する人権教育・デュープロセスのトレーニングを行うセミナーを毎年開催している。ヒューマンライツ・ナウも発足以後、講師としてこのセミナーに参加している。

2006年11月25日から28日までバンコクで開催された第12回のセミナーには、ヒューマンライツ・ナウのアドバイザーである、刑事弁護の専門家、高野隆弁護士(早稲田大学法科大学院教授) が参加、弁護人の権利に関するセミナーを開催していただいた。

2007年7月6日から10日までバンコクで開催された第13回セミナーには、伊藤和子事務局長が参加し、日本における最近の刑事司法の改革の動向と、欧米との比較に関するセミナーを開催した。

中国の裁判官の間では、デュープロセスや被疑者被告人の権利に関する国際基準への理解がいまだ不足しているようであり、こうしたセミナーの継続的な開催が、公正な裁判、刑事被疑者・被告人の人権尊重に対するひとつの貢献になることを期待する。また、私たち自身が他国からきたリソースパーソン等から学び、中国の法曹関係者との相互理解を深めるよい機会となっている。

## 2 第2回アジア人権フォーラム&若手人権活動家のためのワークショップ(2007年2月5日~7日)

ヒューマンライツ・ナウは、韓国の人権団体「アジア人権センター」(Asia Center for Human Rights)との共催で、韓国ソウルの高麗大学にて、第2回アジア人権フォーラムと若手人権活動家のためのワークショップを開催した。ヒューマンライツ・ナウからは9名のメンバーが参加し、阿部浩己理事長と伊藤和子事務局長はディスカッサントや講演者、進行役等を勤めた。

第2回目を迎えるアジア人権フォーラム、今回のテーマは、『アジア地域における子どもの商業的性的搾取』。冒頭の基調講演では、国連人権高等弁務官事務所の Homayoun Alizadeh 氏が、「アセアン地域で人権メカニズムを作ろうという動きが非常に活発になっている」と述べ、この動きがアジア地域の人権の前進に繋がることへの期待を表明、続く各セッションでは、子どもに対するセックス・ツーリズム、インターネット上の児童ポルノ、子どもの商業的性的搾取を防ぐための地域的取組みについて、アジア各国やオーストラリア、イギリスの NGO・政府関係者から報告がなされた。

国連特別報告者をつとめるビティット・ムンタボン氏は、子どもの商業的性的搾取禁止のための、ストックホルム会議、横浜会議等を経た国際的取り組みの到達点について「国際的なルールとアクション・プランはもう出来ている。あとは各国が国別アクション・プランをつくって実現するだけ」と呼びかけた。伊藤和子事務局長は、日本における児童買春・児童ポルノ問題に関して、NGO・法律家が果たした役割に言及し、フィリピン、タイで日本人男性が子どもを買春して深刻な被害をもたらしてきたこと、日本の法律家が現地 NGO と協力してこうしたケースを調査・告発し、この問題に対する社会的認識が高まり、1999年に国外で子どもに対する商業的性的搾取を行った国民を処罰できる児童買春・児童ポルノ禁止法が施行されるにいたったことを紹介。セックス・ツーリズムにおける子どもの商業的性的搾取を「グローバル社会の影の側面」とし、情報の共有、キャンペーン活動、司法共助に地域的に取り組むこと

が不可欠であると提言した。

翌日以降のワークショップは、人権活動家を志す韓国・日本の若者が多数参加、ムンタボン氏が人権活動家を志した経緯や活動の意義等について、阿部理事長が国際人権法の基礎について、フランク・アップハム氏(ヒューマンライツ・ナウ顧問)が民主主義と人権について講義を行い、ヒューマンライツ・ナウのメンバーが、英国「反奴隷制国際運動」(Anti Slavery)の活動家等と一緒に自身の取り組む人権活動やきっかけ、苦勞等について語り、質問を受ける等した。

### 3 ビルマの人々が人権を学ぶロースクールを

軍事独裁政権下で深刻な人権状況を抱えたビルマでは、民主化を求める人々の活動が困難を極めている。そうしたなか、民主化と人権の保障される社会の実現を求めて結成されたビルマ弁護士連盟(タイにおいて活動)は、今後の社会の担い手となる法律家を要請すべく、連盟のなかにロースクールを建設し、米国インディアナ大学やデンマーク政府の支援のもとに、国際人権法・人道法・憲法等の講義が行われている。同連盟代表であるアウントゥー氏は、2007年3月に来日し、ヒューマンライツ・ナウのメンバーと懇談、その際に上記ロースクールへの支援を求められた。

ヒューマンライツ・ナウは、このロースクール支援を行うチームを立上げた。現地調査、財団申請等の資金協力について検討を進めている。

## VI 国内での情報発信・広報活動

ヒューマンライツ・ナウが国内で行っている情報発信活動は、会員向け会報およびメールニュース(非会員も受信できる)が基本となるが、さらに以下の通りの情報発信を行っている。

### 1 ウェブサイトを通じた情報発信

情報発信の充実のためウェブサイトを開設した。[\(http://www.ngo-hrn.org/\)](http://www.ngo-hrn.org/)

プロジェクトの活動内容、イベントの案内のほか、「世界の人権は今」ではアジアを中心とした人権問題について英語の情報を翻訳して、掲載しているほか、最近の条約機関の個人通報に対する見解のうち重要なものを紹介している。来期はさらに、広く一般市民がアクセスして、人権問題を理解しやすいように、専門家のアドバイスを得ながら文章の内容を工夫し、レイアウトも刷新することを検討している。

ウェブサイトを通じて情報提供を行っているプロジェクトには以下のふたつがある。

#### (1) 世界の人権は今 — Human Rights Now —

世界各地で現実に発生している人権侵害とそれを是正しようと行動している人々に関するニュースは、日本語のメディアにはなかなか載らないこともあり、大切な事実を見落とすまいとすることががちである。そこで、ヒューマンライツ・ナウは、ウェブサイト上に「世界の人権は今」というコーナーを開設、アジア地域を中心にしつつ、ヒューマンライツ・ナウが関心を持つ人権状況についての報告・ニュースを日本語に翻訳して、ウェブサイトアップし、多くの

人々に世界の人権状況の今を伝えようと活動している。

ヒューマンライツ・ナウ ウェブサイト:「世界の人権は今」

<http://www.ngo-hrn.org/topics/index.html> 日々更新中

## (2) 国際法先例紹介データベース

国際人権条約の個人通報制度に焦点をあて、それぞれの条約機関が出した先例をデータベース化して、ウェブサイト上で紹介する「国際人権先例」プロジェクトを開始した。

国際的な人権条約(自由権規約、拷問禁止条約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約)には、個人の人権救済システムである「個人通報制度」が存在し、通報された具体的事案が条約に違反するか否かを各条約機関が判断している。私たちが日々直面する人権状況は国際的な人権基準に照らすとどうなのか、この答えを知るために、こうした個人通報に対する条約機関の判断は、重要な示唆を与えてくれる。

日本は個人通報制度をいずれも受諾していないが、各条約機関の判断を学ぶことは、国際人権条約を日本国内で援用し、その趣旨を広めていく上でとても重要である。また、いつか必ず日本も個人通報制度を受諾する日が来ると思われる。その日に備え、条約の解釈や事実認定を先例から学ぶ意義は大きいと考える。現在、実務家・研究者双方を含むプロジェクト・メンバーが、情報収集、翻訳・紹介等にあたっている。

国際人権法の先例を学ぶ意義、そして本プロジェクトの詳細は、(<http://www.ngo-hrn.org/project/hanreiintro.html>) を参照されたい。

## 2 講演会、セミナー開催等

ヒューマンライツ・ナウでは、広く世界の人権状況とヒューマンライツ・ナウの活動を多くの人々に知ってもらうため、各種セミナー、講演会等も開催している。

### (1) グアタナモ基地人権侵害被害者を招聘して (2007年1月)

「テロとの戦い」を合言葉に、世界中で人々に対する人権侵害が続いているが、その象徴ともいえるのが、米国がテロ容疑者を無期限拘束しているグアタナモ基地での人権問題である。

ごく普通の若者が対テロ戦争に巻き込まれ、2年以上にも及ぶ米軍グアタナモ基地での収容生活を強いられた——。『グアタナモ、僕達が見た真実』(映画公式サイト <http://www.guantanamo.jp/>)は、この衝撃の事件を徹底したインタビューを通して再現、2006年ベルリン映画祭で銀熊賞(監督賞)を受賞した映画である。

日本での公開を前に、グアタナモ基地における人権状況、テロとのたたかひの名の下で進んでいる人権侵害の実態について多くの人に知っていただくこと、ヒューマンライツ・ナウはアムネスティと共催で、2007年1月13日、映画の試写会とパネルディスカッションを開催した。当日は、グアタナモ基地で現実に収容され、上記映画のモデルで、主演もするローヘル・アフマドさん、シャフィク・レスルさんが来日、グアタナモ基地で起きている現実

を日本の聴衆に訴えた。当日は、約300席の会場は満席に近く盛況となった。式次第は下記のとおりである。

## 記

第一部 『グアンタナモ、僕達が見た真実』試写会

第二部 パネルディスカッション

グアンタナモからの手紙(朗読)

パネル・ディスカッション

パネリスト: ローヘル・アフマドさん、シャフィク・レスルさん、石合力さん(朝日新聞)

司会: 東澤靖 (ヒューマンライツ・ナウ理事)

主催団体ヒューマンライツ・ナウ、アムネスティ・インターナショナル日本からのご挨拶

パネルディスカッションでは、実際に被害体験をしたお二人の生々しいお話、グアンタナモ基地を取材された石合さんによる様々な問題点の指摘、参加者の質問票をもとにした東澤さんのお二人への鋭い質問等、大変充実した内容となった。会場内のロビーには、現在もグアンタナモ収容所に収容されている人たちの顔写真や、アムネスティが全世界で展開したグアンタナモ基地閉鎖のためのアクションの様子等が展示された。お二人が参加者に対するメッセージとして、「現在でも、まだ多くの方がグアンタナモ基地に収容され、自分たちと同じ、あるいはそれ以上に酷い目にあっている。この現状を変えるために、みなさんもぜひ、自分の政府に働きかけをしてほしい」と訴えた。この試写会の前日、1月12日には、ヒューマンライツ・ナウ、アムネスティ・インターナショナル日本共催による「ローヘル氏、シャフィク氏を囲む会」が開催され、60余名の参加のもと、じっくりと二人の体験談を聞く機会となった。

### (2) 講演

慶応大学ロースクール、早稲田大学法学部、青山学院大学ロースクール、司法修習生一月集会、大田区区民講座等でヒューマンライツ・ナウ事務局長・スタッフ等が講演を行った。

### (3) その他イベント等

ヒューマンライツ・ナウが開催したその他の勉強会・イベントは、後記三を参照されたい。

## 三 調査研究報告

### I 企業と国際人道法違反に関するリサーチ・プロジェクトへの参加

ノルウェーの調査機関 Fafo は、ビジネスと人権に関する国連事務総長特別代表(SRSG)であるジョン・ラギー(John Ruggie)氏のレポートに反映させるため、2006年9月6日、レポート「商業、犯罪、紛争:国際法の重大な違反および関連する不法経済活動についての民間部門の責任に対する法的措置の比較調査(Commerce, Crime and Conflict:Legal Remedies for Private Sector Liability for Grave Breaches of International Law)」を発表した。本リサー

チは、16 カ国の実務家・研究者が参加して行われているものであるが、そのうち日本法に関する部分は、ヒューマンライツ・ナウが執筆を行なった(<http://www.fafono/liabilities/CCCSurveyJapan06Sep2006.pdf>)。

ヒューマンライツ・ナウは、本国際リサーチへの参加が国際人権法・国際人道法上の重大人権侵害事件に対する対応や、多国籍企業と国際人権基準に関する議論の発展、法的基準(リーガルスタンダード)の設定に貢献できることを期待する。

このリサーチ結果の公表にあたり、ヒューマンライツ・ナウ事務局山本晋平会員が、2006年9月6、7日、ジュネーブで開催された同レポートの発表及び多国籍企業と国際法(国際人道法・国際刑事法)のコンファレンスに参加した。本コンファレンスには、世界各国から法律家が参加するとともに、国連事務総長特別代表であるジョン・ラギー氏も参加した。

## II 国際人権 NGO およびロースクールにおける国際人権活動の研究

2006 年度の日弁連法務研究財団の研究申請に、ヒューマンライツ・ナウ設立準備会として、「国際人権 NGO 及びロースクールにおける国際人権活動の研究」を応募し、助成金を獲得した。主任研究員を伊藤和子事務局長、そのほか稲森幸一会員、北村聡子会員、鈴木敦士会員、迫田登紀子会員、土井香苗会員による研究班を構成した。国際人権 NGO を日本に設立するにあたって、海外の人権問題をあつかうこと、弁護士が訴訟実務を離れて NGO でアドボカシー活動をするについて、海外の実例を紹介することで、ヒューマンライツ・ナウの目指している活動の弁護士業界での認知度を高めること等を目的とする。当時、ニューヨーク大学ロースクールに留学中の北村聡子会員、土井香苗会員らの協力のもと、2006年3月に稲森会員、鈴木会員、迫田会員でニューヨークに赴き(ただしいずれも自費)、ヒューマン・ライツ・ウォッチ、ヒューマンライツ・ファースト、米国自由人権協会、ニューヨーク大学ロースクールを訪問し、活動内容・団体運営の状況について調査した。さらに、2006年4月に、香港に伊藤事務局長、鈴木会員が赴き、アジア人権委員会、アムネスティインターナショナルアジア地域事務所等を訪問して、活動内容・団体運営を調査した。その後に進んだアジア地域の人権 NGO に関する情報も含め、最終的な報告書にまとめる予定である。

## 四 イベント・セミナー等の開催

この間開催したイベント、セミナー等は以下のとおりである。

2006年7月28日	設立総会
2006年9月6日	人権小委員会報告
2006年9月10日	NGO 祭りにてビルマ・ワークショップ
2006年9月27日	カンボジア勉強会
2006年10月12日	人権関係 NGO 合同説明会(新規登録弁護士むけ)
2006年11月8日	フィリピン人権勉強会
2006年11月21日	カンボジア報告会
2006年12月20日	エンド・オブ・イヤー・パーティー

- 2007年 1月12日 グアンタナモ 被害体験を語る会
- 2007年 1月13日 グアンタナモ 映画試写会とトークショー
- 2007年 2月 5日－7日 第2回 アジア人権フォーラム・ワークショップ
- 2007年 3月27日 フィリピン人権問題報告会  
ランディ・キナウッド弁護士をむかえて
- 2007年 5月 7日 フィリップ・アルストン講演会(大阪、ヒューライツ大阪と共催)
- 2007年 5月 8日 フィリップ・アルストン講演とシンポジウム
- 2007年 5月26日 フィリピン帰国報告会
- 2007年 6月 1日 インドにおける女性の権利勉強会
- 2007年 7月11日 インド帰国報告会
- 2007年 7月20日 一周年記念トークショー

## 五 会合出席・団体加盟等

### I 国内

ヒューマンライツ・ナウ発足以後、国内における様々な NGO 等の会合に出席し、ネットワークを広げている。参加した会合等は下記のとおりである。このほか、ヒューマンライツ・ナウは、国際人権 NGO ネットワーク、G8 NGO フォーラム(人権・平和ユニット)に参加しており、また、JANIC の協力会員となっている。

### 記

- 2006年 7月12月 外務省・ODA 定期協議
- 2007年 3月 5月 同上
- 2006年10月12日 日韓市民社会フォーラム 「日韓 ODA 改革と世界の貧困に対するアジアの役割」ワークショップに参加
- 2006年10月20日 カンボジア市民フォーラム
- 2007年 2月15日 国連人権コンサルテーション
- 2007年 2月16日 外務省・人権 NGO 懇談会
- 2007年 2月24日 「日本の人権・民主主義外交の新たな展開」(外務省主催)
- 2007年 3月20日 対フィリピン ODA 国別援助計画意見交換会
- 2007年 3月25日 青法協第13回人権研究交流集会 パネリストとして事務局長が参加
- 2007年 3月29日 国連改革パブリック・フォーラム
- 2007年 5月22日 フィリピン大使館前ビジル
- 2007年 6月24日 「花咲く未来を拓くビルマ多民族の女性たち」

### II 海外

ヒューマンライツ・ナウ発足以後、アジア地域の人権 NGO とのネットワークは格段に広がった。バンコクに本拠を置く人権団体フォーラム・アジアは、アジア地域の多数の人権 NGO が加盟するアジア有数の地域人権団体である。ヒューマンライツ・ナウはこの間、同 NGO 主催の国際会議に二度招聘され、伊藤和子事務局長が参加した。

2006 年 11 月にアジア各地から約 200 人の人権活動家が集まって、タイ、バンコクにおいて開催された、第二回地域人権活動家フォーラムでは、アジア各国で人権活動家が殺され、脅迫され、攻撃にさらされている状況が国連事務総長特別代表であるヒナ・ジラニ氏から報告され、これを受けて各地の状況が報告された。伊藤和子事務局長は、東北アジア地域を代表し、地域の討論のまとめを行った。

今年 5 月に韓国・光州で開催された東アジア人権フォーラムでは、Impunity (不処罰) をテーマに日本の従軍慰安婦、カンボジアのクメール・ルージュ法廷、フィリピンの人権活動家殺害等が議論され、伊藤事務局長が討論に積極的に参加し、とりわけヒューマンライツ・ナウのフィリピンにおける活動が注目を集めた。

また、今年 6 月には、アジア地域の女性の人権に関する地域会合がニューデリーで開催され、ヒューマンライツ・ナウからは「STOP！女性に対する暴力」プロジェクトのメンバーが参加した。アジア人権委員会主催の中国裁判官に対するトレーニング・セミナーに関しては上述したとおりである。

また、2006 年 11 月には、来日した中国民主活動家・魏京生氏と、2007 年 5 月には、来日したヒューマン・ライツ・ウォッチのアジア担当と懇談の機会をもった。

出席した会合は下記の通りである。

## 記

### 【フォーラム・アジア招聘による】

2006 年 11 月	第二回人権活動家フォーラム	バンコク	タイ
2007 年 5 月	東アジアフォーラム	光州	韓国

### 【アジア人権委員会招聘による】

2006 年 11 月	第 12 回	アジア	デュープロセス・コンサルテーション
2007 年 7 月	第 13 回	アジア	デュープロセス・コンサルテーション

### 【FAFO 招聘による】

2006 年 9 月	多国籍企業と国際法 (国際人道法・国際刑事法) コンファレンス
------------	---------------------------------

### 【アジア・コウズ・ロイヤリング・ネットワーク招聘による】

2007 年 6 月	ドメスティック・バイオレンスに関するトレーニング・セミナー
------------	-------------------------------

### Ⅲ ヒューマンライツ・ナウ各種会議(但し、プロジェクト会合は割愛する)

2006年

- 7月29日 1日合宿
- 8月16日 事務局会議
- 8月28日 第1回理事会
- 9月5日 事務局会議
- 9月23日 事務局会議
- 10月17日 事務局会議
- 10月27日 事務局会議
- 11月13日 事務局会議
- 12月6日 第2回理事会
- 12月14日 事務局会議

2007年

- 1月17日 事務局会議
- 2月11日・12日 合宿
- 3月1日 事務局会議
- 3月26日 事務局会議
- 4月27日 事務局会議
- 5月21日 事務局会議
- 6月18日 事務局会議
- 7月13日 第3回理事会
- 7月17日 事務局会議

## 六 成果物・意見表明

### I 意見書等

- 1 2006年9月6日 FAFOの「商業、犯罪、紛争:国際法の重大な違反及び関連する不法経済活動についての民間部門の責任に対する法的措置の比較調査」のレポート発表。  
日本語部分についての調査を担当
- 2 同9月13日 「被害者に正義を」カンボジアのクメール・ルージュ法廷の内部規則策定に関する意見書を発表。
- 3 同12月10日 フィリピン、カンボジアの人権問題について、世界人権デー声明を発表
- 4 2007年1月24日 ルイスアルブール氏来日に際してプレスリリース  
「人権外交を標榜する日本が行うべきこと」を発表
- 5 同2月27日 ICC 規程承認閣議決定にあたってプレスリリースを発表
- 6 同4月21日 フィリピン調査団のプレスリリース発表
- 7 同5月9日 アロヨ大統領訪日にあたって外務大臣あて NGO 共同書簡提出
- 8 同5月19日 フィリピン調査団・中間報告発表

- 9 同 5 月 22 日 アロヨ大統領あて NGO 共同書簡を提出
- 10 同 6 月 29 日 カンボジア国別援助計画に対する提言・プレスリリースを発表

## II 賛同

ASEAN 関連会議のための再訪比時におけるフィリピンでの「政治的殺害」に関する再確認のお願い (2007 年 1 月 9 日)  
「国際協力に関する有識者会議」に関する意見書(2007 年 2 月 21 日)

## 第二 組織運営・財務について

### 一 会員の状況等

正会員約350名(うち学生等会員約50名)、賛助会員約40名である。2006年度は会員向けにニュースレターを2号送付し、メールマガジンの配信を行い、イベントの案内等を行っている。会員の皆様のプロジェクトへの参加を歓迎しているが、それだけでなく、より容易に参加できる形態を検討中である。また、会員以外の方々にも広く当会の活動に関心を持ち、サポートしていただくよう、メールマガジンを会員以外の希望者に送信しているが、さらなる参加・サポートの形態を検討したい。

ヒューマンライツ・ナウは、日本の市民社会に広く支えられ、影響力の大きい市民団体に成長していきたいと考えており、引続き会員の皆様のご協力・ご支援をいただくとともに、会員数をさらに飛躍的に向上させていきたいと考えている。とりわけ法律家以外の市民の方々に広く会員として活動に参加していただきたい。

### 二 事務所の現状

設立後、台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル 3 階に事務所を置いた。当初は同所所在牛島聡美法律事務所(現・オリーブの樹法律事務所)の一角に事務所を置いていたが、2007年1月より、同じ階に専用スペースを借りている。

### 三 組織運営

理事会は2006年度に3回開催し、定款上必要な組織運営事項のほか、団体の方針等について自由討議を行い、意見書等の発表についてはメール等により合意形成を図っている。

事務局長以下20名ほどの事務局メンバーがいるが、弁護士のボランティアによって業務が支えられている。事務局会議を月1から2回行い、2006年度は、2回合宿を行った。そのほか、組織財務委員会、広報委員会、ファンドレイズチームを立ち上げ、事務局会議とは別に随時会議を行っている。

各プロジェクトには、インターンや事務局以外の参加メンバーも参加して、それぞれ事務局会議とは別に会議を開催し、活動を行っている。

事務所には、日常業務に対応するため、パートタイムの(おおむね週20時間)事務職員1

名を置いており、随時ボランティアを募集して対応している。

インターンを積極的に受け入れており、調査研究、日常業務に関与している。日本の学生等のほか、2007年夏にはコロンビア大学ロースクールとニューヨーク大学ロースクールから1名ずつインターンを受け入れた。

来期は、団体の発展のために発起人会の活性化を図り、弁護士以外の事務職員を増やし、広報、ファンドレイズ等の強化を図りたい。また、様々な経験を持つ会員に、各種プロジェクトに積極的に参加していただきたい。

#### 四 ウェブサイト

広報の充実のためウェブサイトを開設した。<http://www.ngo-hrn.org/>

プロジェクトの活動内容、イベントの案内のほか、「世界の人権は今」ではアジアを中心とした人権問題について英語の情報を翻訳して、掲載しているほか、最近の条約機関の個人通報に対する見解のうち重要なものを紹介している。

来期はさらに、広く一般市民がアクセスして、ヒューマンライツ・ナウの活動をより多くの人々に理解していただくよう、専門家のアドバイスを得ながら文章の内容をわかりやすく工夫し、レイアウトも刷新することを検討している。

#### 五 会計・財務

2006年度収支計算書、貸借対照表など決算書類に関しては、別紙会計報告書類一式を参照されたい。

2006年度は、会費収入約260万円のほかに、日弁連法務研究財団50万円、大竹財団50万円、国際交流基金日米センター100万円の助成金収入があり、その他寄付をあわせ収入は500万円余であった。

活動内容に記載したとおり、ヒューマンライツ・ナウの活動、とりわけ国際支援活動はアジア諸国にまたがり、活動内容も多岐にわたっているため、期待される活動に比して収入が少ない状況にある。

特に調査には海外への渡航費が必要となる。今期、フィリピン、カンボジアへの訪問・調査に限り、訪問調査団のうち、渡航費・宿泊費の一部を当会財政より支出した。しかし、上記訪問に関しても、現状では事務局員が自己負担している場合がほとんどである。会議参加の多くは主催者の招待を受けている(FAFOコンファレンス、アジア人権委員会主催コンサルテーション、フォーラム・アジア諸会合、アジア・コウズ・ロイヤリング・ネットワーク主催セミナー)が、事務局員が自費参加を余儀なくされる場合もある。海外からの様々な要請に答え、プロジェクトを充実させ、アジア地域の人権状況のウォッチ・ドッグとして活動していくためには、「現場に近い」ことが欠かせない。こうした要請に応えられるよう、抜本的に財政状況を充実させることが極めて重要である。

ヒューマンライツ・ナウのいっそうの発展のために、皆様の一層のご協力・ご支援をお願いいたします。